

法令8の 該当号	改正内容（概要）	改正理由 （『平成22年度 税制改正の解説』）	コメント
	○ 無対価の適格合併の場合に合併法人が被合併法人から引継ぎを受ける資本金等について、規定が整備されました。 具体的には、無対価の適格合併の場合、合併法人において増加する資本金等は、被合併法人のその適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時点における資本金等に相当する金額から抱合株式がある場合のその抱合株式の合併直前の帳簿価額を減算した金額とされました。	・ 改正事実の記載（323頁左段） ◇ 320・321頁 ① 改正の趣旨及び概要 無対価組織再編成とは対価が交付されない組織再編成の総称であり、従来から親法人が子法人を吸収合併する場合や100%兄弟会社が合併する場合において、前者にあっては合併法人である親法人が被合併法人である子法人の株主であることから、自己に対してあえて自己の株式を交付する実益がないこと、また、後者にあっては100%兄弟会社の株主は同一の親法人であるため、100%保有する子会社の株式をさらに発行する実益がないことから、これらの合併の対価の交付が実務的に省略されるものとして存在したところ です。	併法人・合併法人・被合併法人の株主の三者の取引の認識の基本構造が整合的に説明できなくなっています。 ☆ 無対価組織再編成の取扱いを整備して明らかにするという点に関しては、高く評価できるものと考えます。 ☆ 適格合併において、被合併法人から合併法人に引き継がれるものを資本金等とすることに關しては、上記のとおり、問題があると言わざるを得ません。 ☆ 無対価合併のうち、適格合併となるのは、直接に100%の資本関係がある法人同士の合併や同一者によって直接に100%の株式を保有されている子法人同士の合併に限られており、時価純資産金額が零の法人の吸収合併は適格合併となる余地がない仕組みとされていますが、この時価